

時 間 帯 別 電 灯

(選 択 約 款)

平成28年3月1日 実施

九州電力株式会社

平成 28 年 1 月 22 日 届 出

時 間 帯 別 電 灯

目 次

I	本 則	1
1	目 的	1
2	選択約款の届出および変更	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	1
5	契 約 容 量	2
6	時 間 帯 区 分	2
7	料 金	2
8	使用電力量の計量	5
9	契 約 期 間	6
10	そ の 他	6
II	実 施 細 目	7
1	適 用 範 囲	7
2	契 約 容 量	7
3	夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い	7
4	使用電力量の計量	9
5	そ の 他	9
附	則	11
別	表	20

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成28年1月22日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、6（時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトま

たは200ボルトとすることがあります。

5 契 約 容 量

- (1) 契約容量は、原則として供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

6 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

- (1) 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

- (2) 夜 間 時 間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが別表3（8時間通電機器）に定める夜間蓄熱型機器および別表2（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定める

小型機器（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）（以下「8時間通電機器」といいます。）を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、(3)によって算定された8時間通電機器割引額を差し引いたものに、別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,188円00銭
---------	-----------

ロ 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,620円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	291円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

最初の80キロワット時までの1キロワット時につき	22円50銭
80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時につき	29円72銭
200キロワット時をこえる1キロワット時につき	33円59銭

ロ 夜 間 時 間

1キロワット時につき	10円29銭
------------	--------

(3) 8時間通電機器割引額

8時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の8時間通電機器割引額は、半額といたします。

8時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	151円20銭
------------------------------	---------

なお、8時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から(3)によって算定された8時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	438円48銭
-------------	---------

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (3) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午後11時から翌日の

午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を
しや断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器につい
て通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。た
だし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イおよびロの場合で、当社が電気の供給をしや断する電路に取り付
けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用され
たものといたします。

9 契 約 期 間

契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、平成28年3月
31日までといたします。

10 そ の 他

(1) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の従量電
灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を
算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分
および8時間通電機器割引額の日割計算は、別表6（昼間時間におけ
る料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式）によるものと
いたします。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、
供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。

(2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）
によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2 契 約 容 量

(1) お客様の希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キボルトアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

(2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合で、お客様の希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは、本則5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱型機器

イ 夜間蓄熱型機器とは、別表1（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1（夜間蓄熱型機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客様が当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

- (ロ) 本則 8 (使用電力量の計量) (3)イまたはロの場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合
 - ハ 夜間蓄熱型機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
 - ニ 当社は、別表 1 (夜間蓄熱型機器) に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (2) オフピーク蓄熱型電気温水器
- イ オフピーク蓄熱型電気温水器とは、別表 2 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。
 - ロ オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
 - ハ 当社は、別表 2 (オフピーク蓄熱型電気温水器) に定めるオフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (3) 8 時間通電機器
- イ 8 時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。
 - ロ 当社は、別表 3 (8 時間通電機器) に定める 8 時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。
- (4) 8 時間通電機器に対する料金割引
- イ 8 時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は、8 時間通電機器割引額は、別表 6 (昼間

時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式)により日割計算をいたします。

- ロ 供給停止期間中の8時間通電機器割引額については、別表6(昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式)の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといいたします。

4 使用電力量の計量

- (1) 「特別の事情がある場合」とは、供給約款の従量電灯および選択約款の深夜電力または供給約款の従量電灯および選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまがこの選択約款に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。
- (2) 本則8(使用電力量の計量)(3)イおよびロの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8(使用電力量の計量)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といいたします。

5 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといいたします。
- (2) 供給約款Ⅷ(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといいたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表6(昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式)の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成28年3月1日から実施いたします。

2 時間帯別電灯（8時間型）のお客さまについての特別措置

この選択約款実施の際現に変更前の選択約款の時間帯別電灯（平成26年1月15日届出。以下「旧選択約款」といいます。）附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお、旧選択約款附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）にかかる供給設備を設置している需要場所において、お客さまが新たに電気を使用される場合で、特別の事情があるときは、契約種別の変更の協議が整うまでの間、この特別措置を適用いたします。

(1) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼 間 時 間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

毎日午前0時から午前7時までおよび午後11時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが(3)イに定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。

す。)を使用される場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いたものに、別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を下回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が33,500円を上回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,188円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,620円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	291円60銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	20円81銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円50銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	31円07銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	9円96銭
------------	-------

ハ 通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	86円40銭
---------------------------------	--------

なお、通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハによって算定された通電制御型電気温水器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	438円48銭
---------	---------

(3) 通電制御型電気温水器

イ 通電制御型電気温水器とは、8時間通電機器のうち次の(イ)または(ロ)に該当するものをいいます。

(イ) 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

a 給水温度を検知できること。

b aの給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。

c bの熱量から所要通電時間数を算出できること。

d 毎日の夜間時間（本則8〔使用電力量の計量〕(3)ロの場合は通電時間といたします。）の終了時刻からcの所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

(ロ) (イ)に準ずる場合で、当社が認めたもの。

ロ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされる場合は、当社に申し出ていただきます。

ハ 当社は、イに定める通電制御型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 通電制御型電気温水器に対する料金割引

イ 通電制御型電気温水器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は、通電制御型電気温水器割引額は、(5)イにより日割計算をいたします。

ロ 通電制御型電気温水器の取付けまたは取替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

ハ 供給停止期間中の通電制御型電気温水器割引額については、(5)イの「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたしま

す。

なお、この場合、通電制御型電気温水器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。

(5) そ の 他

イ 当社は、供給約款27（日割計算）に準じて日割計算を行ない料金を算定いたします。ただし、昼間時間における料金適用上の電力量区分および通電制御型電気温水器割引額の日割計算は、次によるものとしたします。

(イ) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 通電制御型電気温水器割引額を日割りする場合

$$1 \text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ハ) 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(ニ) (イ)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(イ)、(ロ)お

よびハの「検針期間の日数」および「暦日数」は、実施細目5（その他）(3)イおよびロによります。

ロ その他の事項については、本則を準用するものといたします。ただし、この場合、本則にいう昼間時間および夜間時間は(1)の時間帯区分といたします。

3 5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置

(1) 適 用

イ この選択約款実施の際現に旧選択約款附則3（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）の適用を受けている夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。（この場合の夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ この選択約款適用の際現に選択約款の季特別電灯附則2（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）、高負荷率型電灯附則2（5時間通電機器を使用されるお客さまについての特別措置）または第2深夜電力附則2（5時間供給についての特別措置）の適用を受けている5時間通電機器は、イに準ずるものといたします。

ハ イまたはロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。また、この場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(2) 料 金

5時間通電機器を使用される場合の料金は、本則7（料金）にかかわらず、本則7（料金）によって料金として算定された金額から、イ(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。

ただし、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受ける場合で、5時間通電機器を使用されるとき料金は、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)にかかわらず、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)によって料金として算定された金額から、イ(ロ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いたものといたします。

イ 5時間通電機器割引額

(イ) 本則の適用を受ける場合

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	172円80銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受ける場合

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	118円80銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 最低月額料金

本則7（料金）(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計から本則7（料金）(3)によって算定された8時間通電機器割引額およびイ(イ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が本則7（料金）(4)に定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、本則7（料金）(4)に定める最低月額料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）の適用を受ける場合で、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)ハによって算定された通電制御型電気温水器割引額およびイ(ロ)によって算定された5時間通電機器割引額を差し引いてえた金額が附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)ニに定める最低月額料金を下回るときは、その1月の料金は、附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)ニに定める最低月額料金および別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) そ の 他

イ (2)イの適用を受ける夜間蓄熱型機器については、本則7（料金）(3)および附則2（時間帯別電灯〔8時間型〕のお客さまについての特別措置）(2)ハは適用いたしません。

ロ 5時間通電機器割引額の日割計算は、8時間通電機器割引額を日割する場合に準ずるものといたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱型電気温水器

オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しないものをいいます。

3 8時間通電機器

8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（本則8〔使用電力量の計量〕(3)ロの場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別

措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可

能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの
平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化
天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭
価格

$$\alpha = 0.1490$$

$$\beta = 0.2575$$

$$\gamma = 0.7179$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (33,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が33,500円を上回り、かつ、50,300円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が50,300円を上回る場合
平均燃料価格は、50,300円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (50,300\text{円} - 33,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当た

りの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)口によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

6 昼間時間における料金適用上の電力量区分等の日割計算の基本算式

- (1) 昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\frac{\text{第1段階料金}}{\text{適用電力量}} = 80\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第1段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，最初の80キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\frac{\text{第2段階料金}}{\text{適用電力量}} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第2段階料金適用電力量とは，昼間時間における使用電力量のうち，80キロワット時をこえ200キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (2) 8時間通電機器割引額を日割りする場合

$$1\text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

- (3) 供給約款26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は，(1)および(2)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は，} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

- (4) (1)に規定する日割計算後の第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。